平成２４年（フ）第４３号
群馬県桐生市相生町５丁目383番地の２　市営Ａ棟505号
債務者　大谷木和代
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５５号
千葉県八街市八街い222番地124
債務者　土子　華子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７７号
千葉県八街市榎戸407番地158
債務者　大塩あけみ（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４３号
富山県南砺市福光1288番地
債務者　村上　浩和
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５９号
富山県射水市中太閤山12丁目１番地　県営住宅58―301
債務者　山岸栄美子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８８号
富山県高岡市関大町４番10―203号　リハイム高岡
債務者　吉村　幸則
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７６号
石川県野々市市三日市町290番地59
債務者　北井造園こと　北井　任晃
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
石川県白山市木滑石50番地　市営木滑住宅Ａ３号棟１号室
債務者　髙橋こずえ
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２０７号
石川県白山市東二口寅２番地、居所石川県加賀市片山津温泉ア２番地１内530
債務者　髙橋　法子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１０号
金沢市増泉３丁目７番33号　増泉ビル206号
債務者　吉野　利恵
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２０号
石川県白山市森島町い84番地19、従前の住所石川県白山市森島町う43番地７
債務者　滝沢　美香
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７３号
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1447番地202号、前住所京都府城陽市久世里ノ西185番地の20
債務者　中村　眞吉
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７０号
鳥取県米子市錦町３丁目55番地１
債務者　越智　裕之
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第８４号
鳥取県日野郡日南町印賀1147番地１
債務者　古田　慶子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３７３号
広島市南区丹那町31番16号、申立時の住所広島市中区東平塚町２番２―704号
債務者　児玉みゆき（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３０号
広島市南区宇品海岸２丁目14番４―403号
債務者　朝倉　訓通
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３１号
広島市西区草津新町２丁目17番22―202号
債務者　福田　良夫
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部